

日本鍼灸マッサージ協同組合様

労災保険特別加入者様向け 業務災害防止研修



2022年11月12日

オース事務所労働保険協会

OTA社会保険労務士法人

研修内容

1. 労災保険 特別加入制度

おさらい

2. 業務災害の事例

3. 業務災害が起きた場合の手続き

研修の対象者

※以下の方は参加必須

- ✓ 労災保険にこれから特別加入する方
- ✓ 労災保険に特別加入しており、令和5年4月以降も引き続き特別加入をする方

研修の目的

業務災害・通勤災害
の防止

おさらい

1. 労災保険 特別加入制度

労災保険に特別加入できる人

労災保険

特別加入制度のしおり
〈一人親方その他の自営業者用〉



(ご注意)
・労働者は、労災保険で保護されます。
・特別加入の対象は「労働者以外の人」です。(任意加入)

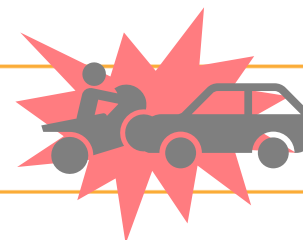
厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

労働者を使用していない
あん摩マッサージ指圧師、
はり師、きゆう師

労災保険の補償対象となる業務

⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師

- ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う施術及びこれに直接附帯する行為
- イ 作業のための準備・後始末、機械等の保管、事務作業等を通常行っている場所における作業及びこれに直接附帯する行為
- ウ 突発事故（台風、火災等）による予定外の緊急の出勤途上



1. 労災保険 特別加入制度

労災保険の補償対象に

なる

施術



ならない

講演

施術
なし



理事会

労働者性
なし



給付基礎日額の選び方

< 給付基礎日額の目安 >

年収 ÷ 365日 = 1日あたりの収入 (≒ 給付基礎日額)

例) 給付基礎日額10,000円を選択した場合

休業 (補償) 給付 1日あたり8,000円

※休業 (補償) 給付は給付基礎日額の80% (特別支給金2割含む)

※労務不能となり休業をした場合、4日目から支給

1. 労災保険 特別加入制度

給付基礎日額の変更

令和5年1月下旬から2月頃に「更新のご案内」をお送りする予定です。
 来年度から給付基礎日額の変更を希望される方はこの期間にお申し出ください。

2023

1 January

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

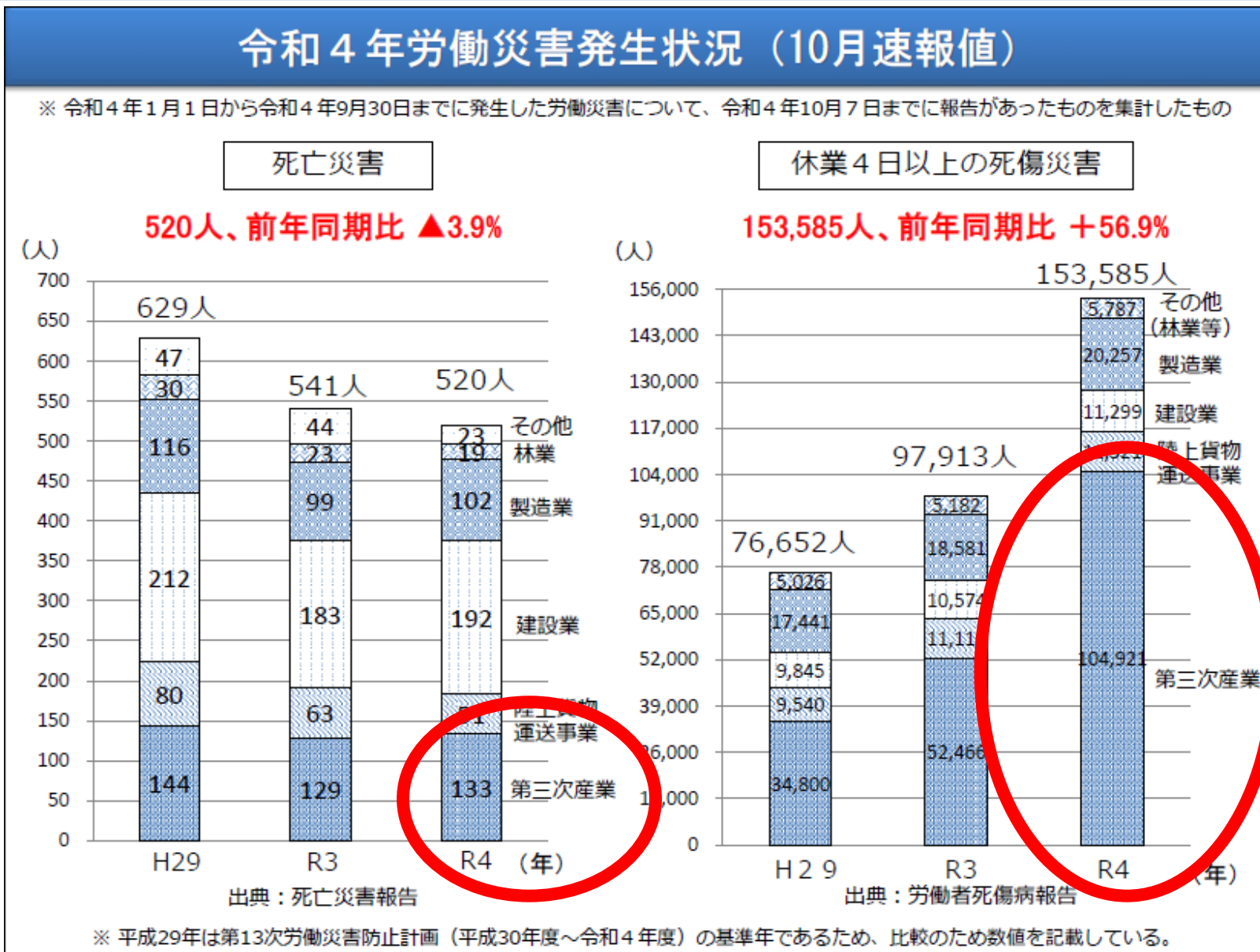
2 February

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				



2. 業務災害の事例

2. 業務災害の事例

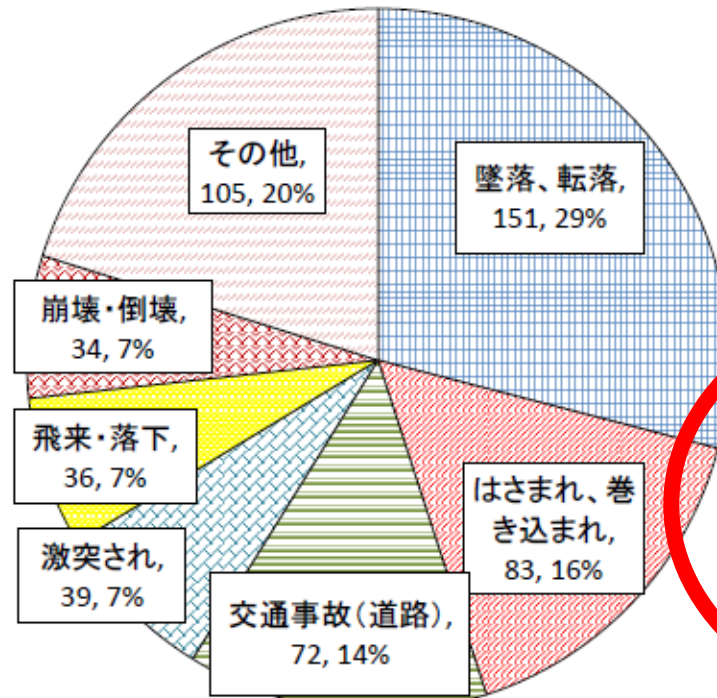


2. 業務災害の事例

令和4年事故の型別労働災害発生状況（10月速報値）

死亡災害

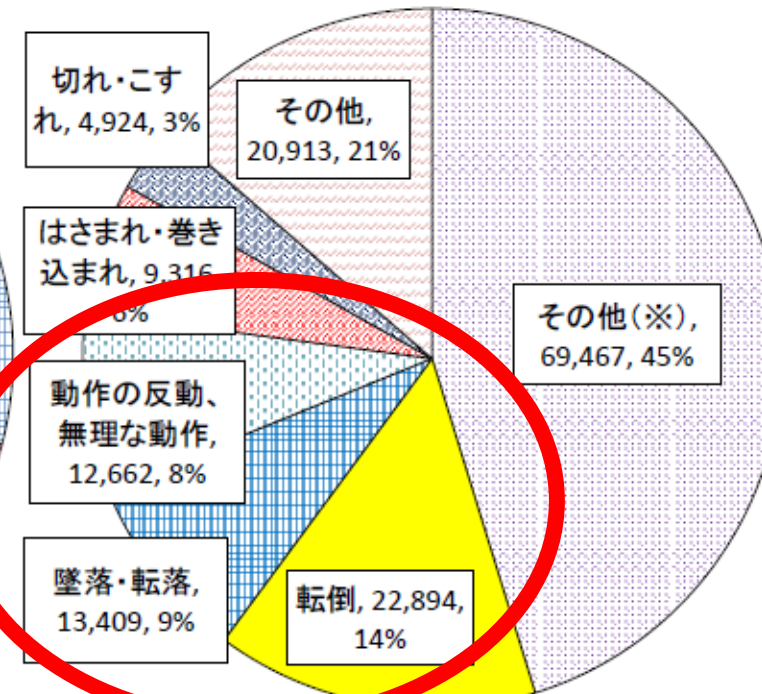
520人、前年同期比 ▲3.9%



出典：死亡災害報告

休業4日以上の死傷災害

153,585人、前年同期比 +56.9%



出典：労働者死傷病報告

その他(※)は主として感染症による労働災害を示す分類

2. 業務災害の事例

起床介助中、利用者を床から車椅子に移乗するときに、無理な体勢で抱えたため肋骨を痛めそうになった

業種

社会福祉施設

作業の種類

介護

ヒヤリ・ハットの状況

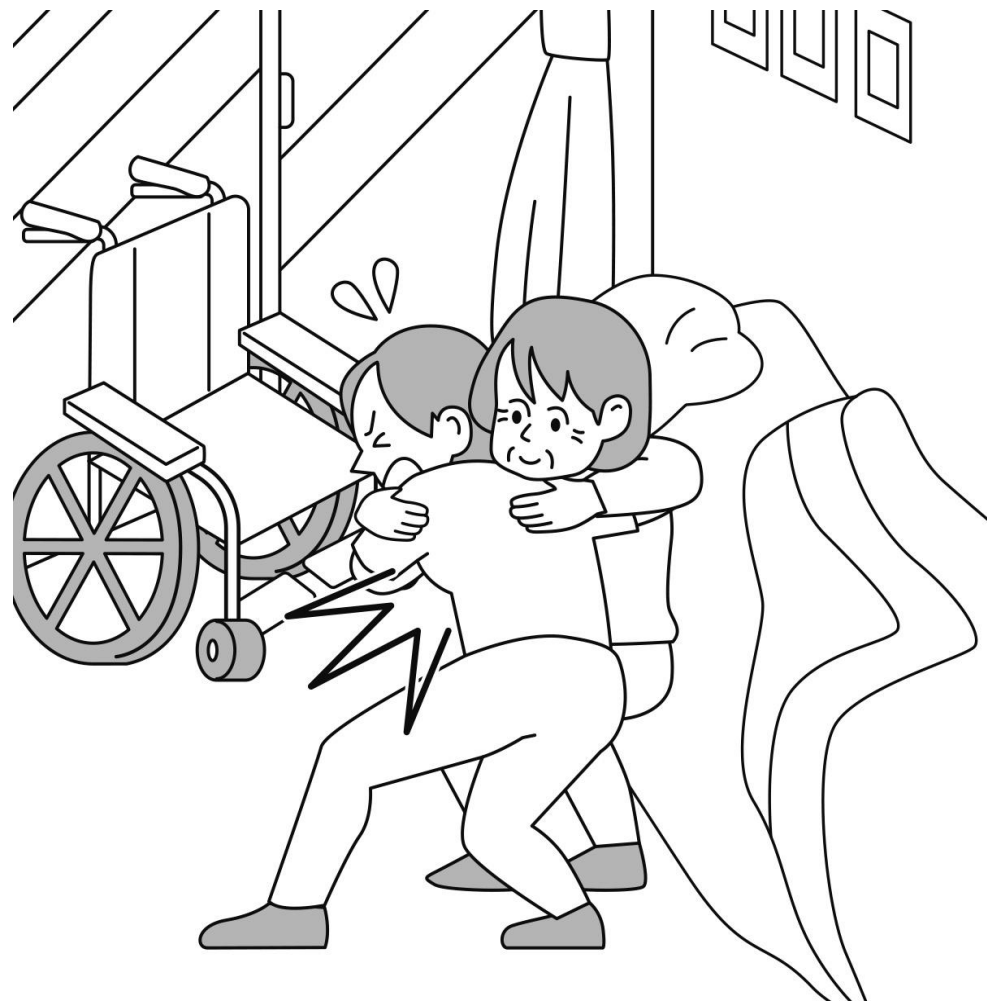
老人介護施設での起床介助において、利用者を床に敷いた布団から車椅子に移乗するため、一人で利用者の脇を抱えて抱き上げようとしたところ、無理な体勢で介助者の体に負担がかかり、肋骨を痛めそうになった。

原因

無理な体勢で抱き上げようとしたこと。

対策

無理な体勢で抱き上げないこと。
複数名での作業を検討すること。



2. 業務災害の事例

キャビネットに並べてある資料をとろうとしたところ、転落しそうになった

業種

小売業

作業の種類

事務作業

ヒヤリ・ハットの状況

事務所において、高さ2.5mほどのキャビネットに並べてある資料をとろうと、キャスター付の椅子の上に乗ったところ、椅子が動いてバランスを崩し、転落しそうになった。

原因

手が届かない高さのキャビネットから資料をとる際、キャスター付の椅子を踏み台代わりに使用したこと。

対策

キャビネットの高い位置にある資料・書籍等をとろうとするときは、椅子を踏み台代わりに使用せず、踏み台、又は開き止め金具をしっかりと架けた脚立等を使用すること。また、キャビネットは壁にしっかりと固定すること。



2. 業務災害の事例



無理な動き



墜落・転落

2. 業務災害の事例

転倒災害

3つの典型的なパターン



すべり

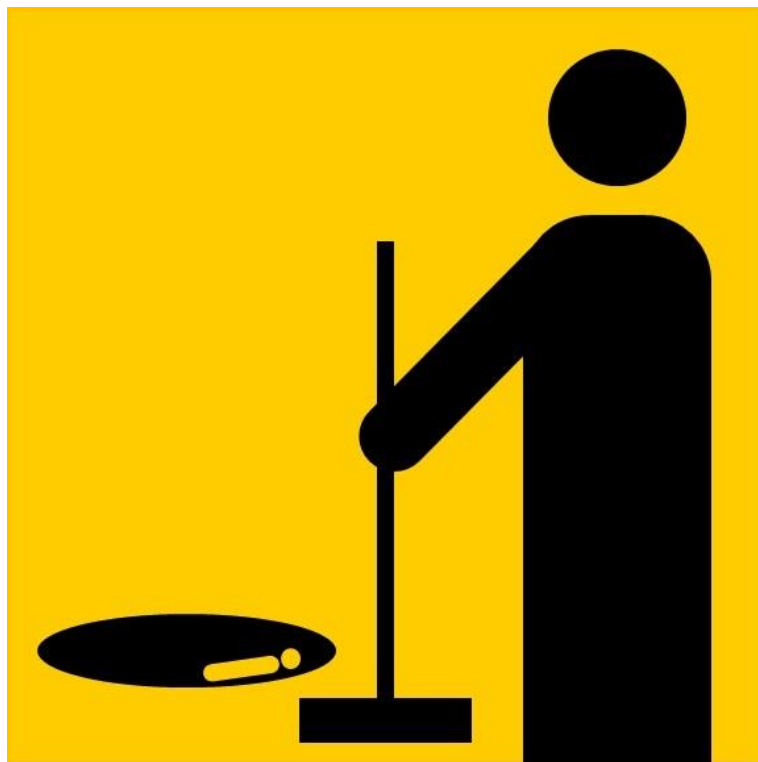


つまずき

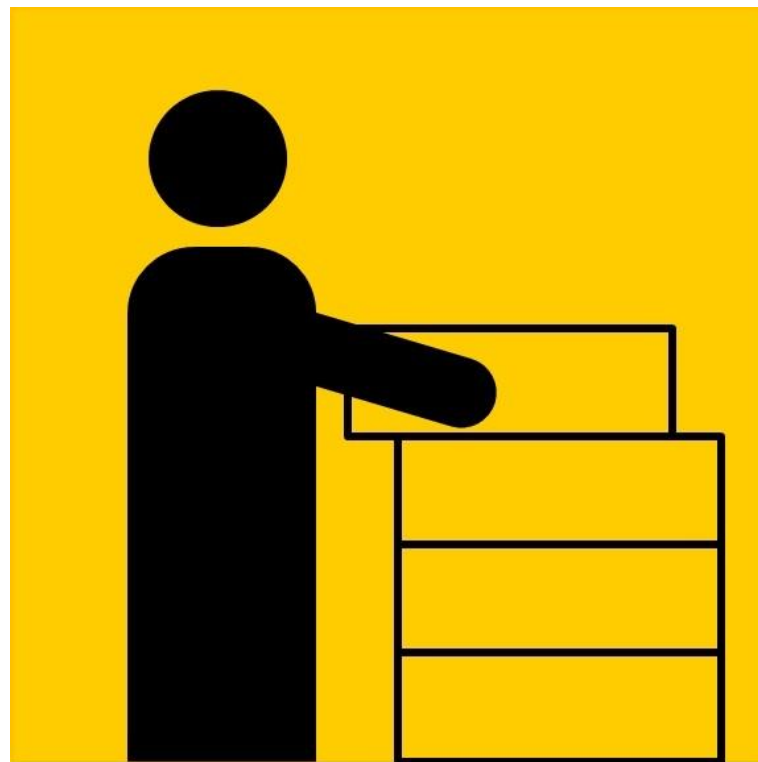


踏み外し

転倒災害防止のための対策



清掃



整理整頓



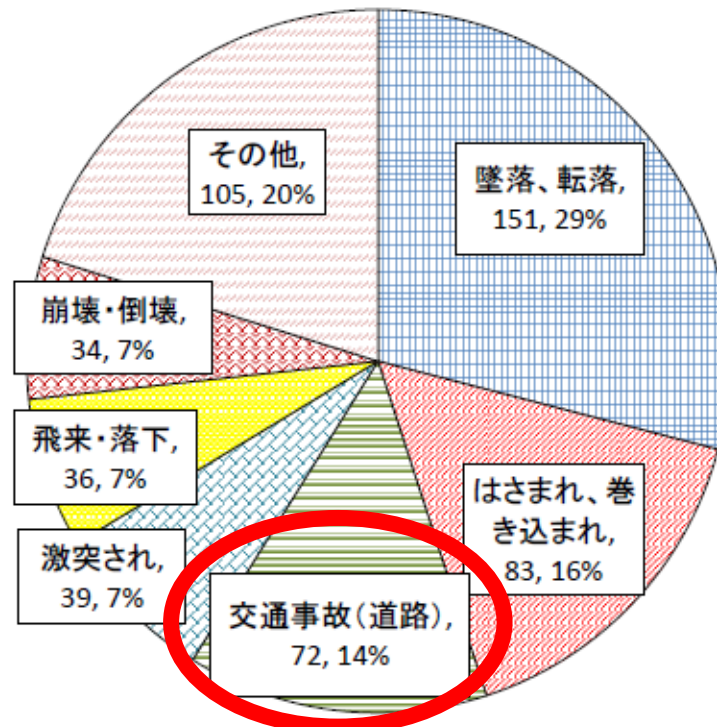
運動習慣

2. 業務災害の事例

令和4年事故の型別労働災害発生状況（10月速報値）

死亡災害

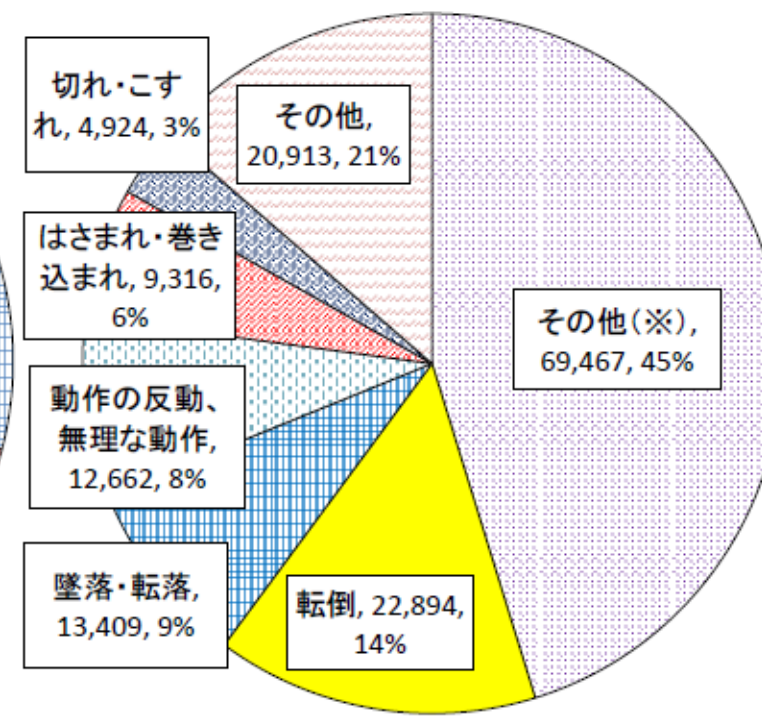
520人、前年同期比 ▲3.9%



出典：死亡災害報告

休業4日以上之死傷災害

153,585人、前年同期比 +56.9%

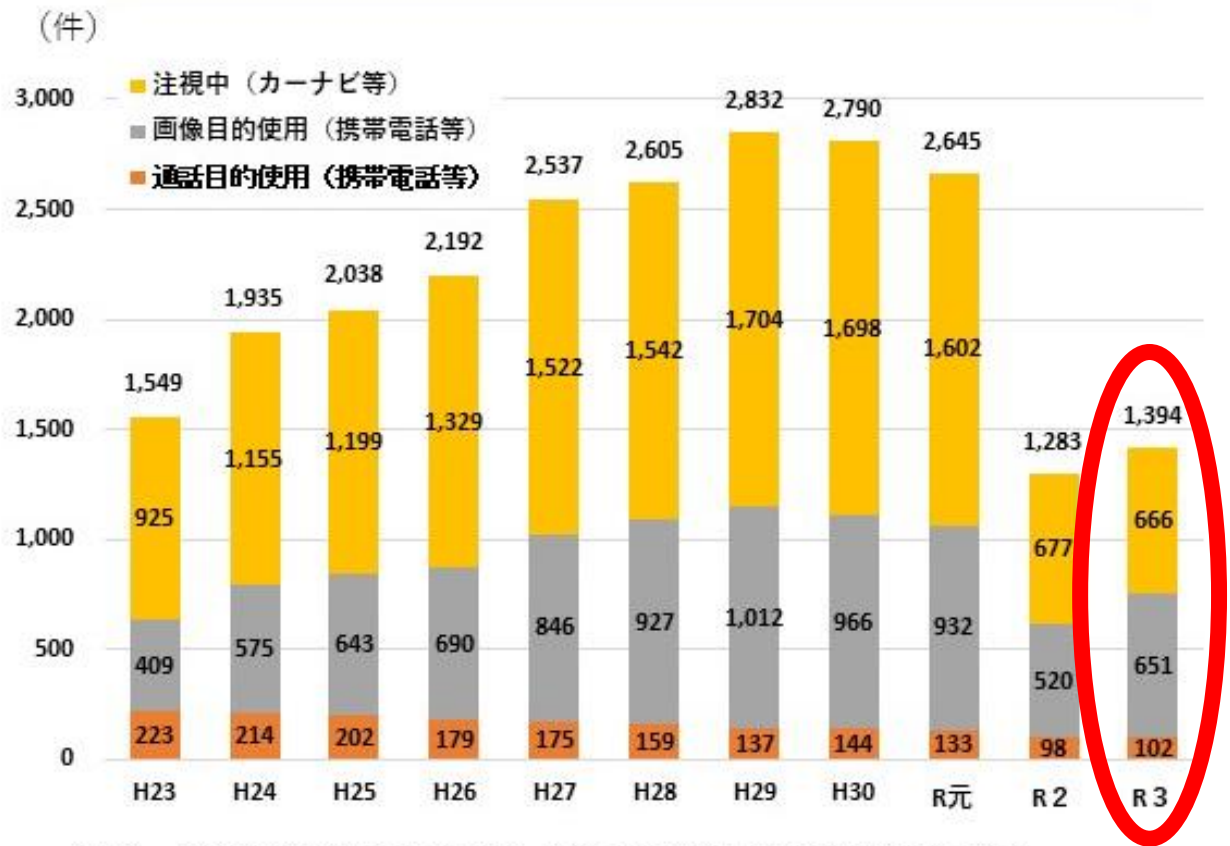


出典：労働者死傷病報告

その他(※)は主として感染症による労働災害を示す分類

2. 業務災害の事例

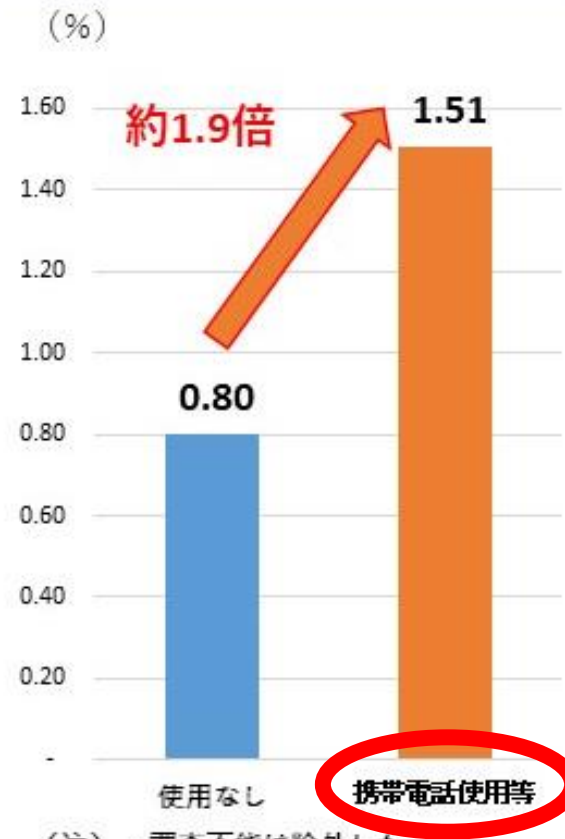
携帯電話使用等に係る使用状況別交通事故件数の推移



(注) ・重複件数を除いているため、各項目の合計と図の総件数とは異なる。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
全事故	2,605	2,832	2,790	2,645	1,283	1,394
うち死亡事故	36	40	42	42	20	21

死亡事故率比較 (令和3年)



(注) ・調査不能は除外した。

2. 業務災害の事例

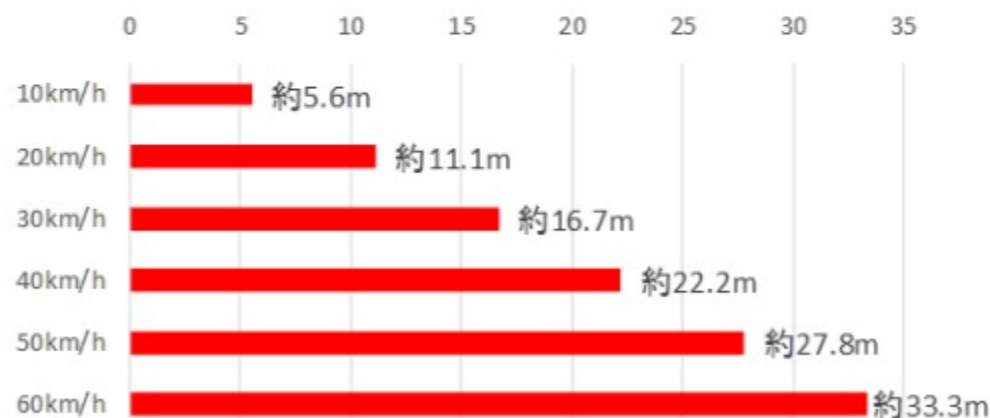
自動車が2秒間に進む距離

下の表は、自動車が2秒間に進む距離を示したものです（運転者が画像を見ることにより危険を感じる時間は運転環境により異なりますが、各種の研究報告によれば、2秒以上見ると運転者が危険を感じるという点では一致しています。）。

時速60キロで走行した場合、2秒間で約33.3メートル（注）進みます。

その間に歩行者が道路を横断したり、前の車が渋滞などで停止していたら事故を起こしてしまう可能性があります。

自動車が2秒間に進む距離



注：秒速(m/s) = 時速(km/h) ÷ 3.6 で算出。小数点第2位以下四捨五入。

改正道路交通法の条文（令和元年12月1日施行）

（運転者の遵守事項）

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合には、当該自動車等が停止しているときを除き、**携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置**（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第一百八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。）**を通話**（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）**のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置**（道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第一百八条第一項第三号の二において同じ。）**に表示された画像を注視しないこと。**

改正道路交通法 罰則等の強化

1. 罰則等（令和元年12月1日施行）

(1) 携帯電話使用等（交通の危険）

罰 則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

反則金 適用なし

基礎点数 6点

(2) 携帯電話使用等（保持）

罰 則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

反則金 大型車2万5千円、普通車1万8千円、
二輪車1万5千円、原付車1万2千円

基礎点数 3点

歩きスマホ



運転中のながらスマホ



新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定の取扱い

1 医療従事者等

医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、**業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象**となる。

2 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合

感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となる。

3 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合

感染経路が特定されない場合であっても、**感染リスクが相対的に高いと考えられる業務**（複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等の近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など）**に従事し、業務により感染した蓋然性が高いもの**と認められる場合は、労災保険給付の対象となる。

① 複数（請求人を含む）の感染者が確認された労働環境下での業務

② 顧客等の近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

2. 業務災害の事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例

社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	介護職員	感染経路は特定されなかったが、Cさんは、介護施設で日々複数の感染が疑われる介護利用者に対する介護業務に従事していたことが認められたことから、支給決定された。
社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	保育士	Bさんは、保育園で保育業務に従事していたが、園内でクラスターが発生し、これにより感染したと認められたことから、支給決定された。
建設業	営業職業 従事者	感染経路は特定されなかったが、Cさんは、発症前14日間に、会社の事務室において営業業務に従事していた際、当該事務室でCさんの他にも、新型コロナウイルスに感染した者が勤務していたことが確認された。このため、Cさんは、 感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事 しており、 私生活での行動等から一般生活では感染するリスクが非常に低い状況 であったことが認められたことから、支給決定された。

2. 業務災害の事例

新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数等

令和4年9月30日 現在

業 種	請求件数		決定件数		うち支給件数	
	件数	()	件数	()	件数	()
医療従事者等	62,853	(36)	45,233	(26)	44,967	(26)
医療従事者等以外	26,136	(152)	18,863	(132)	18,693	(131)
海外出張者	57	(9)	49	(8)	49	(8)
累 計	89,046	(197)	64,145	(166)	63,709	(165)

※「医療従事者等」とは、患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事する者をいいます。

※ () 内は遺族請求（死亡）に係る件数で、内数です。

2. 業務災害の事例

新型コロナウイルス感染症に係る月別労災請求・決定件数

【令和元年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	1	1
決定件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0
うち支給件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0

【令和2年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求件数	5	54	370	368	186	356	443	343	526	1,075	1,943	2,807	8,476
決定件数	0	7	48	226	229	221	237	254	328	496	633	2,070	4,749
うち支給件数	0	7	48	226	229	221	213	247	325	440	623	1,977	4,556

【令和3年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
請求件数	1,953	1,573	2,170	1,784	1,147	1,502	2,053	1,806	1,039	574	1,390	5,937	22,928
決定件数	1,411	1,716	2,188	1,904	1,952	1,309	1,472	1,772	1,889	1,258	899	1,913	19,683
うち支給件数	1,396	1,702	2,177	1,888	1,939	1,304	1,463	1,757	1,857	1,246	890	1,898	19,517

【令和4年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	累計
請求件数	8,271	7,213	7,910	5,455	7,543	21,249	—	—	—	—	—	—	57,641	89,046
決定件数	2,438	5,020	8,278	7,012	7,287	9,678	—	—	—	—	—	—	39,713	64,145
うち支給件数	2,408	5,014	8,264	7,002	7,277	9,671	—	—	—	—	—	—	39,636	63,709

※1 「請求件数」は当該月に請求された事案、「決定件数」は当該月に決定した事案の件数です。

※2 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ変更することがあります。

令和4年9月30日現在

3. 業務災害が起きた場合の手続き

3.業務災害が起きた場合の手続き

療養補償給付の請求

**業務
災害発生**



業務中の事故であることを告げる



労災指定病院

- ・無償で治療を受けることができる
- ・療養補償給付たる療養の給付請求書（様式第5号）
組合の証明を受け、病院の窓口へ提出



労災指定病院以外

- ・全額立替払い。領収書等を受け取る。
- ・療養補償給付たる療養の費用請求書（様式第7号）
医師および組合の証明を受け、領収書等添付。



労基署へ提出

療養給付の請求

**通勤
災害発生**



通勤中の事故であることを告げる



労災指定病院

- ・無償で治療を受けることができる
- ・療養給付たる療養の給付請求書（様式第16号の3）
組合の証明を受け、病院の窓口へ提出



労災指定病院以外

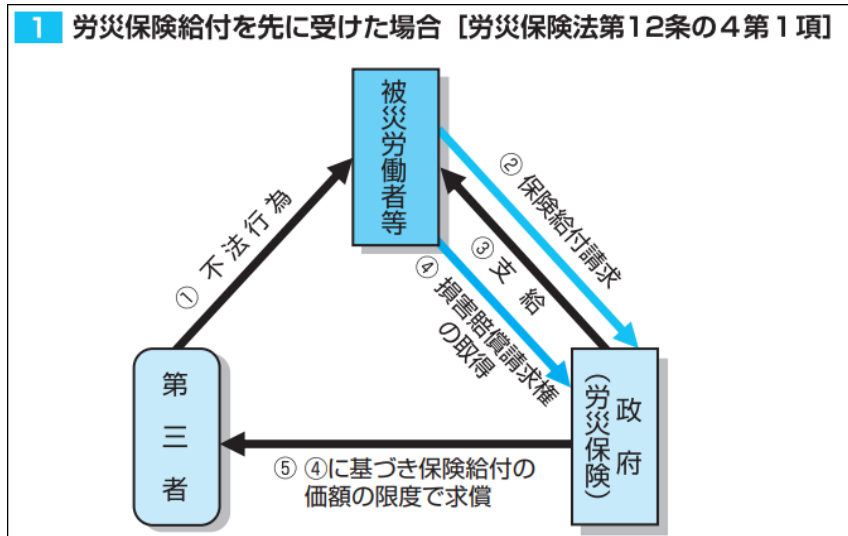
- ・全額立替払い。領収書等を受け取る。
- ・療養給付たる療養の費用請求書（様式第16号の5（2））
医師および組合の証明を受ける。領収書等添付。



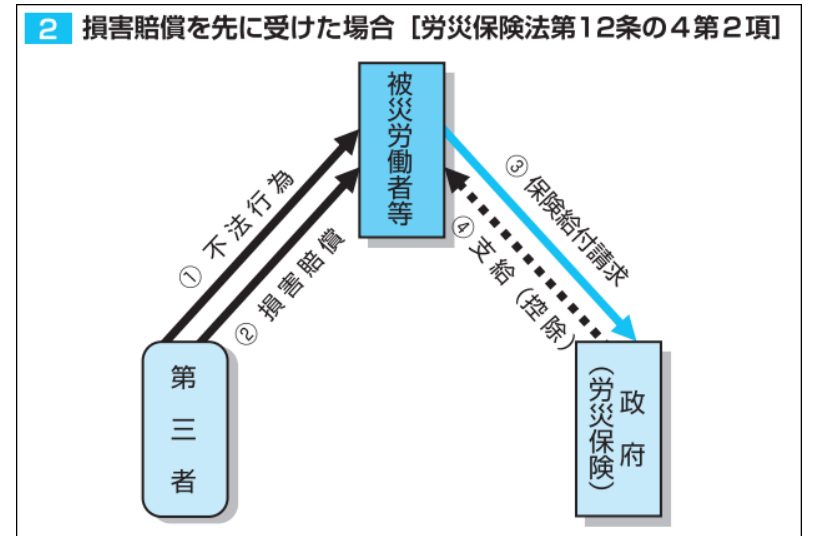
労基署へ提出

3.業務災害が起きた場合の手続き

第三者行為災害



①先に政府が労災保険給付をしたときは、政府は、被災者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を労災保険給付の価額の限度で取得する（政府が取得した損害賠償請求権を行使することを「求償」といいます）。



②被災者等が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で労災保険給付をしないことができる（「控除」）

労災保険給付関係請求書等ダウンロード

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>

療養（補償）等給付



休業（補償）等給付



障害（補償）等給付



遺族（補償）等給付



介護（補償）等給付



国民健康保険から労災保険への切替手続き方法

市区役所の国民健康保険の窓口へ労災扱いにする旨を連絡し、受診日、病院・薬局名、ケガ（または病気）の内容を伝える。

自己負担
3割

国民健康保険
7割

市区役所から国民健康保険が支払っていた7割分についての返還請求がくるので、送付された振込用紙で支払いをする。
※振込用紙と同時に厳封された診療報酬明細書（レセプト）が送付されるので、絶対に開封をしないで、労基署へそのまま提出する。

自己負担
10割

管轄労働基準監督署へ以下の4点を提出

- ① 様式第7号（通勤災害の場合は様式第16号の5（1））
- ② 病院の3割分の領収書（紛失した場合は紛失届）
- ③ 国保に返還した7割分の領収書
- ④ 国保から送付された診療報酬明細書（レセプト）

労災保険
10割

労災保険の保険給付に関する質問

Q 車で往診に向かう途中で事故を起こしてしまい、重症を負ってしまいました。事故の原因は、運転中にスマートフォンを操作していたからです。このような場合であっても、業務災害と認められ、保険給付を受けることができるのでしょうか？



解 説 （支給制限）

A 業務中における事故であるため、外形的には業務災害に該当すると考えられますが、**事故の原因が特別加入者による運転中のスマートフォン操作であったことを考えると、労働者災害補償保険法における支給制限に該当し、その保険給付の全部または一部が行われな**い可能性があります。

不正受給者からの費用徴収

労働者災害補償保険法第12条の3

1.偽りその他の不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。